

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年12月11日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			
カブ		—	
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—	
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—	
くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—	
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—	
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—	
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—	
ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—	
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—	
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—	
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—	
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—	
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—	
雑穀	大豆 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—	
穀類	米 (平成23年産) 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—	
	米 (平成24年産) ※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川(うき竜ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、原町区(高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木暮、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉原、原町区馬場字大原と田城の区域。)、川俣町(木山屋の区域に限る。)、猪俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯舘村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字古木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字篠ヶ葉、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域に限る。)、楢葉村及び飯舘村

※3 福島県広野町、楳葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬沢、常葉町栗原、常葉町山並びに市内国有林福島森林管轄署251林班の一部、252林班、253林班の一部、255林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高字助原、原町区高倉字吹屋崎、原町区高字七曲、原町区高倉字森木、原町区馬場五丁山、原町区馬場字川原、原町区馬場字薈葉原、原町区片倉字洋津及び原町区大字原と城並びに市内国有林磐梯森林管轄署2004林班から2081林班まで、2088林班の一部、2098林班から2099林班まで及び2130林班までの区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川村、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(閑ノ下、松福川原、川向及び館ノ腰に限る。)及び月館町御代田(東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧掛田町(笠山町山野川ノ内に限る。)、旧柱桿村(保原町所沢(明治内田、久保田、田中、西郡山、官曾、町原、河原田、東深町、西深町及び東本川に限る。)及び保原町柱桿村(挾田、平、宮内、前田、福猪、荷下子及び栗原根岸に限る。)に限る。)、旧豊本村(梁川町大間・笛置、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里ヶキ、山口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷(に限る。)、旧石芦村、旧上保原村、旧岩山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)、二本松市(旧洪川村(荒川及川井沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜村、旧盐沢村、旧木幡村、旧芦沢村、旧石井村、旧斎殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半米村及び旧睦合村の区域に限る。)、郡山市(旧畠久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

※4 アイナメ、アカガレイ、アカシタビラム、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスマベラル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバベル、クロウシソシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウカラ、ズスキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、パパガレイ、ヒンダング、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

*5 该県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請
*6 福島市、二本松市、伊達市、木曾郡、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年12月11日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	ソバ	盛岡市(旧浜木村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)
	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	イシガレイ	
	コモンカスペ	
水産物	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。)
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、 太田鳳市 、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
その他	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。)
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月月末未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年12月11日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年12月11日現在

福島県		出荷制限
原乳	H23.3.21~: 下記の地域以外 H23.3.21~4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21~4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21~4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21~5.1解除: 南相馬市（福島市のうち、烏崎、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21~6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉町助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.21~10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、榆枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、裕葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.21~: 下記の地域以外 H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	
	H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
	H23.3.21~6.1解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.21~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	
	H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
非球性葉菜類 (ホウレンソウ、 コマツナ等)	H23.3.21~: 下記の地域以外 H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	
	H23.3.21~6.1解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.21~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	
	H23.3.23~5.4解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.3.23~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
結球性葉菜類 (キャベツ等)	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~10.27解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23~10.27解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、白河市、会津坂下町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~10.27解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.3.23~10.27解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~10.27解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.23~10.27解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、及川内村	
	H23.3.23~10.27解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	
アブラナ科の花薔薇類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23~5.4解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.3.23~5.16解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	
	H23.3.23~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
	H23.3.23~10.25解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23~10.25解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、白河市、会津坂下町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~10.25解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.3.23~10.25解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
カブ	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）	
	H23.3.23~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~5.11解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
	H23.3.23~10.25解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23~10.25解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、白河市、会津坂下町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~10.25解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.3.23~10.25解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~10.25解除: 野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、及川内村	
野菜類	H23.4.13~: 伊達市、飯舘村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、楢岡町、楢葉町、広野町、川根町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.4.13~10.25解除: 伊達市、飯舘村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、楢岡町、楢葉町、広野町、川根町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、新地町	
	H23.4.13~10.25解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.10.18~: 二本松市	
	H23.7.19~: 伊達市	
	H23.7.22~: 新地町	
	H23.7.19~9.1解除: 本宮市	
	H23.11.14~: 川俣町	
原木しいたけ(露地栽培)	H23.10.31~: 相馬市、いわき市 H23.5.9~: 楊嶺町、古殿町（岩根樹木に黒ずる野生キノコに限る。）	
	H23.9.15~: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、見町町、川根町、葛石町、石川町、浅川町、磐倉町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.10.31~: 相馬市、いわき市、桑折町、見町町、楊嶺町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村、磐倉町、川根町、葛石町、石川町、浅川町、楊嶺町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.10.31~: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、見町町、楊嶺町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村、磐倉町、川根町、葛石町、石川町、浅川町、楊嶺町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.5.9~6.6解除: いわき市	
	H24.4.9~: 平田村	
	H24.4.10~: 楊嶺町	
	H24.10.18~: 伊達市、川根町、見町町	
たけのこ	H23.5.9~: 楊嶺町、古殿町（岩根樹木に黒ずる野生キノコに限る。）	
	H23.5.13~10.21解除: 国見町	
	H24.4.18~: 福島市、新地町	
	H24.4.23~: 広野町	
	H24.5.2~: 二本松市、大玉村	
	H24.5.7~: 須賀川市	
	H24.6.25~: 那須市	
	H24.4.18~: 伊達市、川根町	
わさび(畑において栽培されたものに限る。)	H24.4.18~: 伊達市、川根町	
	H23.5.6~: 福島市、磐梯町	
	H24.5.1~: いわき市、磐梯町、見町町、三春町	
	H24.5.13~10.21解除: 国見町	
	H24.4.18~: 福島市、新地町	
	H24.4.23~: 広野町	
	H24.5.2~: 二本松市、大玉村	
	H24.5.10~: 大玉村、西郷村	
ふきのとう(野生のものに限る。)	H24.4.49~: 福島市、川根町、田村市、相馬市、広野町	
	H24.4.18~: 伊達市、磐梯町、見町町	
	H24.5.2~: 福島市、二本松市	
	H24.5.7~: 那須市、白河市、喜多方市、会津美里町、磐梯町、塙町	
	H24.5.10~: 伊達市、国見町、矢ヶ町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鮫川村	
	H24.5.14~: 須賀川市、いわき市、川根町、石川町、天栄町	
	H24.5.17~: 見町町、磐梯代町	
	H24.5.22~: いわき市、二本松市	
こしあぶら	H24.5.10~: いわき市、伊達市、磐梯町	
	H24.5.12~: 那須市、白河市、喜多方市、会津美里町、磐梯町、塙町	
	H24.5.15~: 伊達市、国見町、矢ヶ町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鮫川村	
	H24.5.19~: 須賀川市、いわき市、川根町、石川町、天栄町	
	H24.5.17~: 見町町、磐梯代町	
	H24.5.22~: いわき市、二本松市	
	H24.5.24~: 川根町	
	H24.5.27~: いわき市、伊達市、磐梯町	
ゼンまい	H24.5.10~: いわき市、伊達市、磐梯町	
	H24.5.12~: いわき市	
	H24.5.19~: 伊達市、磐梯町	
	H24.5.26~: 国見町	
	H24.6.6~: いわき市	
	H23.6.6~10.11解除: 相馬市	
	H23.8.29~: 福島市、南相馬市	
	H23.10.14~: 伊達市、磐梯町	
わらび	H24.4.10~: いわき市	
	H24.4.19~: 伊達市、南相馬市	
	H24.5.17~: 喜多方市、福島市、川根町	
	H23.6.2~: 福島市、伊達市、磐梯町	
	H23.6.8~: 南相馬市	
	H24.6.6~: 国見町	
	H23.6.6~10.11解除: 相馬市	
	H23.8.29~: 福島市、南相馬市	
クリ	H24.4.10~: いわき市	
	H24.4.19~: 伊達市、南相馬市	
	H24.5.26~: 二本松市	
	H24.10.12~: いわき市	
	H24.10.19~: 伊達市、南相馬市	
	H24.19.28~: 二本松市	
	H24.19.28~: いわき市	
	H24.19.28~: 国見町	
キウイフルーツ	H23.6.6~10.11解除: 相馬市	
	H23.8.29~: 福島市、南相馬市	
	H23.10.14~: 伊達市、磐梯町	
	H24.4.10~: いわき市	
	H24.4.19~: 伊達市、南相馬市	
	H24.5.26~: 二本松市	
	H24.10.12~: いわき市	
	H23.12.9~: 南相馬市	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年12月11日現在

福島県		出荷制限
雜穀 大豆	H24.11.15～：南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H23.11.17～：福島市(旧小国村の区域に限る。) H23.11.29～：伊達市(旧小国村及び旧月前町の区域に限る。) H23.12.5～：福島市(旧福島市の区域に限る。) H23.12.8～：二本松市(旧石神村の区域に限る。) H23.12.9～：伊達市(旧住沢村及び旧福島村の区域に限る。) H23.12.19～：伊達市(旧田町の区域に限る。) H24.1.4～：伊達市(旧福木村の区域に限る。)	
米 (平成23年度)	福島県広野町、猪苗町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(新郷町、船引町)、常葉町山手、常葉町山手並びに市内有り林福島農林水産管理署251番地 H24.4.5～：福島県広野町、猪苗町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町区高倉字御巣鶴、原町区高倉字御巣鶴七曲、原町区高倉字御巣鶴、原町区高倉字御巣鶴大森、原町区高倉字五台山、原町区高倉字馬場字横川、原町区高倉字馬場字横川、原町区片倉字行美及び原町区大原字和田井並びに市内有り林福島農林水産署2003番地から2087番地まで、2088番地から2091番地まで、2095番地から2099番地まで及び2130番地の区域に限る。)、伊達市(旧月前町(月前町中綱、月前町下、猪柳川町、向川及び越ノ瀬に限る。)及び月前町御代木村(北川、久保田、田代内、西郡山、東ノ瀬、河原田、東源町、西原町及び東原町に限る。)、二本松市(利波、小倉寺及び北合谷を除く。)、旧平田村、旧鹿鹿村、旧野田村、旧余屋村、旧下川崎村、旧松原村、新堀村、新屋村、猪柳村、猪柳字クマノ口、宝木沢、並石及び上ノ台合谷村)、川内村(新田村及び鹿川村の区域に限る。)、旧下沢村、旧木沢村、旧石井村、旧太田村(岩代町)及び旧木田村(東和町)の区域に限る。)、不苦村(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧木古町の区域に限る。)、最折町(旧半田村及び旧鹿合谷の区域に限る。)及び國見町(旧大木戸村及び旧坂村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.7.26～一部解除：川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月前町(月前町中綱、月前町下、猪柳川町、向川及び越ノ瀬に限る。)、旧平田村、旧鹿鹿村、旧野田村、旧余屋村、旧下川崎村、旧松原村、新堀村、新屋村、猪柳村、猪柳字クマノ口、宝木沢、並石及び上ノ台合谷村)、川内村(新田村及び鹿川村の区域に限る。)、旧下沢村、旧木沢村、旧石井村、旧太田村(岩代町)及び旧木田村(東和町)の区域に限る。)、不苦村(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧木古町の区域に限る。)及び國見町(旧大木戸村及び旧坂村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
穀類 米 (平成24年度)	H24.10.25～：須賀川市(旧西復村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.6～：大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.5～：郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.7～：福島市(旧水原村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.12～：郡山市(旧沢石村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.15～：三春町(旧沢石村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.19～：郡山市(旧立子山村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.26～：福島市(旧立子山村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.28～：いわき市(旧山田村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.12.4～：郡山市(旧水原村の区域に限る。)	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全県 H23.6.6～：秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの中に入流する河川、長瀬川(鰐川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.6.17～：真野川(支流を含む。) H24.3.29～：新田川(支流を含む。) H24.4.5～：太田川(支流を含む。) H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)ただし鰐川を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)	
水産物 ウグイ	H24.6.17～：福島県内の鰐川(支流を含む。) H24.6.27～：阿武隈川(支流を含む。) H24.3.29～：秋本湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの中に入流する河川、長瀬川(鰐川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)ただし鰐川及びその支流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.5.24～：福島県内の只見川のうち奥ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
ウナギ	H24.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
アユ(養殖を除く。)	H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.4.12～：鰐川(支流に限る。) H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、只見川のうち名木ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(鰐川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.9.19解除：鰐川(支流を含む。)	
コイ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び門門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(鰐川との合流点から上流部分に限る。)	
フナ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)長瀬川(鰐川との合流点から上流部分に限る。)並びに真野川(支流を含む。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
アヒナ アカガレイ アカツブリマズ イカゴ(稚魚を除く。) シシガレイ ウスメハラ ウミナゴ エゾシナマコ キツネヌメル クロボウシタ クロイ クロダイ ケムシシジカ コモニカスベ サクラマス サブロウ シロメハラ スクエウラ スズキ ニベ ヌマガレイ ババガレイ ヒガングフ ヒラメ ホウボウ ホシガレイ マサゴ マカレイ マコチ マダラ ミシガレイ ムラソイ メイカガレイ ビズカイ キタマラクサキウニ ナガヅカ マツカワ ホシゲ シヨウサイフ 牛の肉	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.26～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.8.23～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H23.7.19～：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。) H23.8.25～：一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)	
イノシシの肉	H23.1.19～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、喜多方村、猪籠村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、木曾郡、桑折町、喜多方村、大玉村 H23.12.2～：郡山市、須賀川市、白河市、いわき市、磐梯町、石川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、猪町、天栄村、玉川村、古殿町、矢吹町、猪籠村、喜多方村、昭和村、猪籠村	
肉 クマの肉	H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、木曾郡、磐梯町、猪籠村、猪苗町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、喜多方村、猪籠村、猪籠町、喜多方村、昭和村、猪籠村 H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗町代町、会津坂下町、猪柳町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪籠村	
ヤマドリの肉	H24.11.12～：全県	

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年12月11日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 十和田市、南上市 H24.10.30～: 青森市
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解説: 青森東通村尻屋燈台と北海岸館市恵山岬燈台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北道えりも灯塔及び大根岬燈台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ	原木(りげき)(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.4.13～: 釜石市、住田町 H24.4.20～: 大船渡市
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.25～: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大船渡市 花巻市、北上市、遠野市、金ケ崎町、山田町 H24.5.10～: 花巻市
水産物	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18～: 大船渡市、釜石市 H24.10.23～: 釜石市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.10.11～: 一関市、釜石市、平泉町
キノコ類(野生のものに限る。)	せり(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 釜石市 H24.5.18～: 一関市、奥州市 H24.6.19～: 一関市、奥州市 H24.11.7～: 住田町
わいわい(野生のものに限る。)	こあがら	H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 奥州市 H24.5.15～: 釜石市 H24.11.2～: 住田町
ソバ	せり(野生のものに限る。)	H24.11.13～: 釜石市(旧庄内村の区域に限る。)、二戸市(旧大庭町の区域に限る。)
スズキ	クロダイ	H24.4.1～: 釜石市(旧庄内村の区域に限る。)
マダラ	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ウグイ	牛の肉	H24.5.9～: 釜井川(支流を除く。)、岩瀬川(支流を除く。)、三戸川(支流を除く。)、雄物川(支流を除く。)、雄物川の上流、雄物川の上流及び早池峰ダムの上流 H24.6.12～: 気仙川(支流を除く。)
肉	カマの肉	H24.8.1～: 金城
シカの肉	ヤマツリの肉	H24.7.24～: 金城
宮城県		出荷制限
たけのこ	原木(りげき)(露地栽培)	H24.8.1～: 白石市、丸森町 H24.8.19～: 瑞穂市 H24.8.25～: 白石市、角田市 H24.8.26～: 仙台市、柴田町 H24.3.15～: 厚生町 H24.4.5～: 住田町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 瑞穂市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.21～: 亘理町、東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、刈田町 H24.4.27～: 川崎町、大沢町、東松島市 H24.8.9～: 色麻郡 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大崎町
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 黒川町、大崎町 H24.5.2～: 大崎町、栗原市
水産物	くさでつ(ごみ)	H24.5.3～: 仙台港 H24.5.7～: 釜石市
ソバ	こあら	H24.5.9～: 丸森町、刈田町 H24.5.11～: 大崎町 H24.5.13～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.17～: 仙台市、丸森町 H24.6.17～: 大崎町
クロダイ	スズキ	H24.8.1～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ	マダラ	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒガシマフグ	ヒガシマフグ	H24.5.2～H24.8.3解説: マダラ(の重垂が1キログラム未満のものに限る。)
ヤマメ(養殖を除く。)	ヒガシマフグ	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
イワナ(養殖を除く。)	ヒガシマフグ	H24.5.14～: 大崎町の大余ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大橋の上流(支流を含む。)
ウグイ	ヒガシマフグ	H24.5.24～: 三流域のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び川井川(支流を含む。)及び三流域のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)
牛の肉	ヒガシマフグ	H24.5.29～: 江戸川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び二流域のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)
肉	イシシの肉	H24.5.15～: 江戸川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び二流域のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)
シカの肉	ヒガシマフグ	H24.4.20～: 亘理町内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
カマの肉	ヒガシマフグ	H24.5.18～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
山形県		出荷制限
肉	カマの肉	H24.9.10～: 金城
茨城県		出荷制限
野菜類	原乳	H23.3.23～4.10解説: 金城
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解説: 金城(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解説: 北浦城市、常陸市、栗原市
タケノコ	カキナ	H23.3.21～4.17解説: 金城
野菜類	バセリ	H24.4.4～: 潟原市、小美玉市、つくばみらい市
水産物	タケノコ	H24.4.13～: 石岡市、鹿嶼町、取手市、守谷市、美浦村、行方町、猪俣村、小美玉市
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 猪俣村、行方町、猪俣村、小美玉市
水産物	原木シタケ(施設栽培)	H23.11.10～: 猪俣村、行方町、守谷市、つくばみらい市
野菜類	こあら	H24.4.8～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市
水産物	イカ(アマメ)	H24.4.13～: ひたちなか市、栗原市
ヒラメ	イカ(アマメ)	H24.5.2～: 常陸大宮市(他の区域に限る。)
マダラ	ヒラメ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒガシマフグ	ヒラメ	H24.5.2～: 佐原川(支流を除く。)及び大根川(支流を除く。)
ヤマメ(養殖を除く。)	ヒラメ	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
イワナ(養殖を除く。)	ヒラメ	H24.5.24～: 三流域のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び川井川(支流を含む。)及び二流域のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)
ウグイ	ヒラメ	H24.5.29～: 江戸川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び二流域のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)
牛の肉	ヒラメ	H23.7.25～: 金城(魚の定める出店: 検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イシシの肉	H24.6.22～: 角田市、丸森町、山元町
シカの肉	ヒラメ	H24.6.25～: 金城(上記地を除く。)
カマの肉	ヒラメ	H24.6.25～: 金城
福島県		出荷制限
肉	カマの肉	H24.9.10～: 金城
茨城県		出荷制限
野菜類	原乳	H23.3.23～4.10解説: 金城
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解説: 金城(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解説: 北浦城市、常陸市、栗原市
タケノコ	カキナ	H23.3.21～4.17解説: 金城
野菜類	バセリ	H24.4.4～: 潟原市、小美玉市、つくばみらい市
水産物	タケノコ	H24.4.13～: 石岡市、鹿嶼町、取手市、守谷市、美浦村、行方町、猪俣村、小美玉市
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 猪俣村、行方町、猪俣村、小美玉市
水産物	原木シタケ(施設栽培)	H23.11.10～: 猪俣村、行方町、守谷市、つくばみらい市
野菜類	こあら	H24.4.8～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市
水産物	イカ(アマメ)	H24.4.13～: ひたちなか市、栗原市
ヒラメ	イカ(アマメ)	H24.5.2～: 常陸大宮市(他の区域に限る。)
マダラ	ヒラメ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒガシマフグ	ヒラメ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シメバepar	ヒラメ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ	ヒラメ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マラフ	ヒラメ	H24.11.9～: 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ	ヒラメ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモンシカスペ	ヒラメ	H24.4.1～: 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アドリカラマズ(稚魚を除く。)	ヒラメ	H24.4.17～: 常陸、北条及び外洋連絡船びにこれらの避難に備える河川航行に常陸利根川(運航を除く。)
ギンブナ	ヒラメ	H24.4.17～: 常陸、北条及び外洋連絡船びにこれらの避難に備える河川航行に常陸利根川(運航を除く。)
ウグイ	ヒラメ	H24.5.7～: 常陸、北条及び外洋連絡船びにこれらの避難に備える河川航行に常陸利根川(運航を除く。)
肉	イシシの肉	H23.12.2～: 金城
肉	イシシの肉	H23.8.19～: 部解説: 金城(魚の定める出店: 検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。)
茶		H23.6.2～: 以下の地域以外
		H23.3.2～19.1解説: 吉川市、茨城市、坂東市、八代町、明星町 H23.8.2～24.4.5解説: 大子町、常陸大宮市 H23.8.2～H24.4.30解説: 古河市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.6.5解説: 石岡市、茨城市 H23.6.2～H24.7.24解説: 錦町市 H23.6.2～H24.9.12解説: 日立市 H23.6.2～H24.10.11解説: つくば市

*[] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年12月11日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.9～: 日光市、高岡市、那須塩原市、猿子町、那珂川町 H24.4.9～: 鹿沼市 H24.8.15～: 那須市 H24.8.15～: 大田原市 H24.10.10～: 那須塩原市 H24.10.12～: 那須烏山市	
タケノコ	H24.4.9～: 日光市、高岡市 H24.4.13～: 鹿沼市 H24.6.13～: 大田原市 H24.6.15～: 那須塩原市、矢板市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 桐木市、壬生町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.13～: 那須塩原市、大宇都 H24.4.13～: 方木村、那須町 H24.5.23～: さくら市 H24.8.4～: 鹿沼市 H24.8.4～: 壬生町 H24.11.30～: 日光市	
野菜類	H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、鹿沼市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、高根沢町 H24.11.5～: 宇都宮市 H24.11.6～: 塙谷町 H24.11.11～: 那須塩原市 H24.11.14～: 那須烏山市、日光市 H24.10.4～: 鹿沼市 H24.10.18～: 那須町 H24.10.25～: 壬生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.8～: 壬生町 H24.11.12～: 那須川町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.31～: 大田原市	
(さそつこごみ)(野生のものに限る。)	H24.6.1～: 大田原市、那須町 H24.6.1～: 那須塩原市 H24.6.2～: 鹿沼市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.6.2～: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.6.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、高岡町(野生のものに限る。) H24.6.15～: さくら市(野生のものに限る。)	
こあしら(野生のものに限る。)	H24.8.1～: 宇都宮市、日光市 H24.8.1～: 大田原市	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.14～: 那須塩原市 H24.6.19～: 大田原市	
せんまい(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 大田原市、矢板市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 那須町 H24.8.2～: 市貝町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.2～: 大田原市、鹿沼市 H24.6.14～: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.6.13～: 大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イナゴ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	H24.6.20～: 那須川内の那須烏山市のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。)ただし、荒井川との合流点から下流の部分に限る。 H24.6.20～: 那須川内の荒井川のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。)及び那須川内の那須川との合流点の上流(支流水を含む。ただし、堤防ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.11.9解除: 大芦川(支流水を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。.) H24.5.30～H24.12.8解除: 荒井川(支流水を含む。)
牛の肉	H23.8.2～: 金城	
肉(イシノシの肉)	H24.12.2～: 金城 H23.1.2～: 金城	H23.1.2～: 金城(支流を含む出川、各支流別に基づき管理されたイシノシの肉を除く。)
シカの肉	H23.12.2～: 金城	
その他	H23.7.8～H24.6.1解除: 桐木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カブナ	H23.3.21～4.12解除: 全域	
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 鹿沼市、東吾妻町、那須村 H24.10.10～: 高岡村 H24.10.14～: 安中市 H24.10.23～: 那须真野町 H24.11.13～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 那須川のうち那須川のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。)、小中川(支流水を含む。)及び猪ノ本川(支流水を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 薮根川(支流水を含む。)
イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～H24.11.9解除: 向川のうち川根川の上流(支流水を含む。)	H24.6.8～H24.11.9解除: 向川のうち川根川の上流(支流水を含む。)
イシノシの肉	H24.6.10～: 金城	H24.6.10～: 金城(支流を含む)
肉(クマの肉)	H24.9.10～: 金城	
シカの肉	H24.11.4～: 金城	
その他	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市	
埼玉県		出荷制限
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 鹿沼町、飯能町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 海山町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、寄居町、多古町	
シンギョク、チゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
セルリー	H24.4.5～: 鹿嶺市、木更津港 H24.4.9～: 鹿嶺市、木更津港 H24.4.13～: 佐倉市、八千代市 H24.4.13～: 鹿嶺市 H24.4.13～: 芦川町	
タケノコ	H23.10.11～: 我孫子市、鴨池市 H23.11.19～: 鴨池市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印旛市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.6.11～: 鹿嶺市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.11.14～: 鴨池市	
水産物	ギンブナ	H24.7.19～: 平賀港及び平賀港に流入する河川(支流水を含む。)、平賀川(支流水を含む。)
肉	イシノシの肉	H24.11.5～: 金城
その他	茶	H23.6.2～: 成田市 H23.6.2～H24.2.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 鹿嶺市 H23.8.2～H24.2.25解除: 八街市 H23.8.2～H24.2.26解除: 野田市、富里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～H2.12解除: 松田町、山北町 H23.9.23～H2.14解除: 川崎市、清川村 H23.9.23～H2.26解除: 相模原市 H23.9.27～H2.15解除: 中郡大字 H23.8.2～11.11解除: 伊勢原市 H23.8.2～11.10解除: 真鶴町 H23.8.2～H24.1.10解除: 湘南高崎町
新潟県		出荷制限
肉	カマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び島根県付近を除く。)
山梨県		出荷制限
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～: 鹿井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小布施町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市
静岡県		出荷制限
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町

*該当箇所は、出荷制限の対象

（參考資料 3）

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摸取制限の指示の実績：平成24年12月11日現在

※_____の箇所は掲取制限の対象